

**【建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習】10月開催します！**

本講習は、建築物等の鉄骨の組立等作業主任者技能講習規程によるもので、受講対象者は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条第15号の2〔建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5メートル以上であるものに限る。）の組立、解体又は変更の作業〕の規定による建築物等の鉄骨の組立等作業主任者選任予定者です。また、本講習は、下記のいずれかの受講資格が必要となり労働基準法年少者労働基準規則第8条により満18歳に満たない者を就かせてはならない定めとなっています。

当協会におきましては年に1回と限られております。この機会にぜひお申込みいただきますようお願い申し上げます。

## 記

- 1, 日 程 2023年10月30日(月) 9:20~17:20 受付開始時刻8:50~  
2023年10月31日(火) 9:20~16:00 受付開始時刻8:50~  
遅刻しますと受講不可となりますのでお気をつけください。
- 2, 会 場 公社) 神奈川労務安全衛生協会 2F 第2教室  
JR関内駅北口 徒歩約5分、横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分  
みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
- 3, 受講資格 ①建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立、解体又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。  
②学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校、又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立等作業に就任した経験を有する者。  
③その他厚生労働大臣が定める者。  
建築等の職業訓練を修了し、その後2年以上建築物等の鉄骨の組み立て等の経験のある者。
- 4, カリキュラム 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立、解体又は変更等に関する知識【5H】  
関係法令【1.5H】、工事用設備、機械、器具等に関する知識【1.5H】  
作業環境等に関する知識【1.5H】、作業員に対する教育等に関する知識【1.5H】  
学科試験【1H】
- 5, 定 員 65名（先着順に受付し定員になり次第締め切りとさせていただきます）
- 6, 受講料 9,980円 テキスト2,134円 合計12,114円
- 7, 申込み 協会ホームページからインターネットでのお申込み  
または、申込書類をメール、又はFAX ホームページはこちら <https://roaneikyo.or.jp>
- 8, 連絡先 (公社) 神奈川労務安全衛生協会 ☎045-662-5965
- 9, その他 キャンセルは11日前までにご連絡をお願いいたします。  
ご不明な点などございましたらご連絡ください。

